

高野山真言宗
宗務総長 土生川正道 様

2005年3月/7日
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6番3号
第五大阪弁護士ビル5階
電話06-6365-7135
FAX06-6365-1023

山岸（旧姓佐々野）隆信代理人

弁護士 井上二郎

同 井上健策

ご質問

拝啓 貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当職らは、貴宗の僧侶山岸（旧姓佐々野）隆信氏の代理人です。突然このような質問書をお送りする失礼をどうぞお許してください。

当職らが、山岸隆信氏の代理人として貴宗管長猊下に清浄心院住職問題の解決に向けてご配慮を賜りたい旨請願をさせていただいたことにつきましては、先般貴職にご案内させていただきましたとおりです（2005年2月24日付「お願い」と題する文書）。

その清浄心院の住職問題の解決に向けまして、今回下記の点をご教示いただきたく、お問い合わせをさせていただきます。ご回答をいただければ幸甚に存じます。まことに不躰なお願いではございますが、何卒ご海容賜りますようお願い申し上げます。

記

1 質問事項

貴宗寺籍簿では、山口文章氏が清浄心院の責任役員に平成15年5月19日付で任命された旨登録されております。誰が、いつ、山口文章氏を責任役員に選任したのでしょうか。山口文章氏を責任役員に選任した文書のコピーを添付して、同封の返信用封筒でご回答を返送していただければ幸甚に存じます。

2 質問をさせていただく理由

宗教法人清浄心院規則では、第7条第3項で、「代表役員以外の責任役員は、この寺院の教師法類又は、総代のうちから4人を代表役員が決定し、管長が任命する。」と規定されています。

すなわち、清浄心院責任役員の選任権は代表役員にあります。

ところが清浄心院では、代表役員であった山岸俊岳氏は、平成15年4月8日に急逝しました。山岸俊岳氏急逝後は清浄心院に代表役員はいません。しかるに、山口文章氏は、俊岳氏急逝の約40日後に、清浄心院の責任役員に任命されています。その経緯は次のとおりです。

平成15年4月 8日 山岸俊岳氏急逝
(以後、代表役員はいない)

5月19日 山口文章氏責任役員に任命

6月 2日 久利康彰氏が登記簿上、清浄心院の代表役員
に就任
(但し、久利康彰氏の代表役員就任は清浄心院
規則及び高野山真言宗規則及び高野山真言宗
宗規に反し無効です。)

このように、山口文章氏は、清浄心院の代表役員がいない、しかも清浄心院の責任役員の改任時期ではない時期に、責任役員に任命されています。

清浄心院の責任役員は、住職選任権を有する重要な地位です。したがって、誰が、いつ、山口文章氏を責任役員に選任したのかは、清浄心院住職問題を解決する上で、是非とも解消しておきたい疑問点です。

以上の理由により、上記の質問にご回答を賜りたく、お願いを申し上げる次第です。

以上